

スポーツ審議会健康スポーツ部会運営規則(案)

平成 29 年 9 月 20 日

スポーツ審議会健康スポーツ部会決定

令和 2 年 1 月 18 日一部改正

令和 4 年 10 月 14 日一部改正

令和 6 年〇〇月〇〇日一部改正

スポーツ審議会運営規則（平成 27 年 12 月 24 日スポーツ審議会決定）第三条第五項の規定に基づき、スポーツ審議会健康スポーツ部会運営規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 スポーツ審議会健康スポーツ部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、スポーツ審議会令（平成二十七年政令第三百二十九号）及びスポーツ審議会運営規則、スポーツ審議会の会議の公開に関する規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（ワーキンググループ等）

第二条 部会に、部会の決定により、ワーキンググループその他の審議組織（以下「ワーキンググループ等」という）を置くことができる。

—2 ワーキンググループ等に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下この条において「委員等」という。）は、部会長が指名する。

3 ワーキンググループ等に主査を置き、当該ワーキンググループ等に属する委員等のうちから部会長の指名する者が、これに当たる。

(準用)

第三条 部会の運営については、スポーツ審議会運営規則第二条第二項及び第三項並びに第四条から第六条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、「令第六条第一項及び第二項」とあるのは「令第六条第三項において準用する同条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

2 スポーツ審議会の会議の公開に関する規則（平成二十七年十二月二十四日スポーツ審議会決定）の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「スポーツ審議会運営規則第二条第二項」とあるのは「スポーツ審議会健康スポーツ部会運営規則第二条第一項において準用するスポーツ審議会運営規則第二条第二項」、「スポーツ庁政策課」とあるのは「スポーツ庁健康スポーツ課」と読み替えるものとする。

(雑則)

第三四条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営

に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、部会の決定の日（平成 29 年 9 月 20 日）から施行する。

附 則

この規則は、部会の決定の日（令和 2 年 1 月 18 日）から施行する。

附 則

この規則は、部会の決定の日（令和 4 年 10 月 14 日）から施行する。

附 則

この規則は、部会の決定の日（令和 6 年 12 月 23 日）から施行する。